

第2次湯沢市一般廃棄物処理計画

【令和7年度：実施計画】



令和7年3月

湯 沢 市

I 基本項目

1 家庭系ごみ

家庭生活から排出される「ごみ」「し尿」は、「一般廃棄物処理業委託業者」や「一般廃棄物処理業許可業者」が計画収集し、「湯沢雄勝広域市町村圏組合が設置する各処理施設(湯沢雄勝クリーンセンター、湯沢雄勝リサイクルセンター、清掃センター)」や「湯沢雄勝地域内の資源再生業者」へ搬入し処理します。

2 事業系ごみ

事業活動に伴い排出される「ごみ」は、事業者を処理責務(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)とし、「事業者自ら」や「一般廃棄物処理業許可業者」への委託により、「湯沢雄勝広域市町村圏組合が設置する各処理施設(湯沢雄勝クリーンセンター、湯沢雄勝リサイクルセンター、清掃センター)」や「湯沢雄勝地域内の資源再生業者」へ搬入して処理します。

3 家庭系ごみの区分

家庭系ごみの区分は、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ・特別粗大ごみ」「ビン類」「缶類」「古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、その他の紙)」「ペットボトル」「その他プラスチック(プラスチック製容器包装類)」「布類」とします。

4 減量の取り組み

湯沢市ゼロカーボンシティ宣言に基づき、市内から排出される二酸化炭素の削減を目的に、事ある毎に「3R(リデュース、リユース、リサイクル)」を広く市民(家庭や事業者)に周知することで意識づけを行い、廃棄物の減量化を進めます。

< 3 R >

第1番目として…廃棄物の発生源となるものを持ち込まないなど、発生を回避し排出を抑制します。

第2番目として…排出する前に別の使用用途への転換や、必要な方へ譲渡するなどの再利用を促進します。

第3番目として…再資源化できる廃棄物は、適切な分別と適切な資源化ルートを経ることで、再生利用します。

※3Rを行ってもなお処分できない廃棄物は、適正処分を行い最終処分場への埋め立てを行います。

II ごみの処理

1 家庭系燃えるごみ

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
- (2) 収集する容器は、湯沢市指定ごみ収集袋とします。
- (3) 指定ごみ収集袋により計画収集のごみ処理手数料(市の条例に規定)を徴収します。

燃えるごみ	平型大30袋	容量45ℓ	1,000円
	レジ袋タイプ大30袋	容量40ℓ	1,000円

	レジ袋タイプ小20袋	容量25ℓ	500円
--	------------	-------	------

- (4) 指定ごみ収集袋は、市との委託契約を締結した箇所で販売します。
- (5) 計画収集の方法は、ステーション方式とします。
- (6) ごみの分別区分は、湯沢市ごみ分別表に定めるとおりとします。
- (7) ごみの搬入先は、湯沢雄勝クリーンセンターとします。

2 家庭系燃えないごみ

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
- (2) 収集する容器は、湯沢市指定ごみ収集袋とします。
- (3) 指定ごみ収集袋により計画収集のごみ処理手数料(市の条例に規定)を徴収します。

燃えないごみ	10袋	容量40ℓ	500円
--------	-----	-------	------

- (4) 指定ごみ収集袋は、市との委託契約を締結した箇所で販売します。
- (5) 計画収集の方法は、ステーション方式とします。
- (6) ごみの分別区分は、湯沢市ごみ分別表に定めるとおりとします。
- (7) ごみの搬入先は、湯沢雄勝リサイクルセンターとします。
- (8) パソコンは、製造メーカー等でのリサイクル処理が行われており、市では収集しないこととします。ただし、処理が可能性なものは直接、湯沢雄勝リサイクルセンターに問合せ後、持参することで引き受けできるものとします。

3 家庭系資源ごみ

3-1 ビン類(ガラス類を含む)

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
- (2) 飲食物用ビン、薬ビン、ガラス類を資源回収箱での収集をします。
- (3) 収集方法は、ステーション方式とします。
- (4) 搬入先をマテリアルリソーシング東北株式会社とし、再資源化します。

3-2 缶類

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
 - (2) リサイクル判別マーク  の記載のある飲食物用カン、スプレーカン等を資源回収箱で収集します。
 - (3) 収集方法は、ステーション方式とします。
 - (4) 搬入先を有限会社南商店とし、中間処理を行った後に有価物として引き渡し、再資源化します。
- ※ スプレー缶は、中身を完全に使い切ってから、屋外などの風通しによいところで缶に穴を開けて排出してもらいます。

3-3 古紙(新聞・雑誌類・ダンボール類・紙パック・その他紙類)

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
- (2) 分別区分と排出方法は、湯沢市ごみ分別表に定めるとおりとします。
- (3) 収集方法は、ステーション方式とします。
- (4) 搬入先は、株式会社斎久とし、中間処理後、有価物として引き渡し、再資源化します。

3-4 ペットボトル

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
- (2) 着色が無く透明で、リサイクル判別マークのものを回収対象とし、収集する容器は湯沢市指定ごみ収集袋及び資源回収箱とします。
- (3) 指定ごみ収集袋により計画収集のごみ収集手数料(市の条例に規定)を徴収します。

ペットボトル	20袋	容量45ℓ	400円
--------	-----	-------	------

- (4) 指定ごみ収集袋は、市との委託契約を締結した箇所で販売します。
- (5) 収集方法は、ステーション方式とします。
- (6) 搬入先は、湯沢雄勝リサイクルセンターとし、中間処理を行った後に有価物として容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再商品化を行います。

3-5 その他プラスチック製容器包装類

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
- (2) リサイクル判別マークのものを回収対象とし、収集する容器は湯沢市指定ごみ収集袋とします。
- (3) 指定ごみ収集袋により計画収集のごみ収集手数料(市の条例に規定)を徴収します。

その他プラスチック	20袋	容量45ℓ	400円
-----------	-----	-------	------

- (4) 指定ごみ収集袋は、市との委託契約を締結した箇所で販売します。
- (5) 収集方法は、ステーション方式とします。
- (6) 搬入先は、湯沢雄勝リサイクルセンターとし、中間処理を行った後に有価物として容器包装リサイクル協会へ引き渡し、再商品化を行います。

3-6 布類

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
- (2) 再使用できる古着等を回収対象とし、収集する容器は、排出者が準備した透明または半透明の袋とします。
- (3) 収集方法は、ステーション方式とします。
- (4) 搬入先は、株式会社斎久とし、有価物として買い取り業者へ引き渡します。

3-7 廃食用油

- (1) 植物性の廃食用油を対象とし、回収拠点設置の回収容器を用いて無料回収をします。
- (2) 回収拠点は、各総合支所、各地区センターなど市内13ヶ所とします。
- (3) 搬入先は、有限会社フジヤマクリーンとし、再商品化を行います。

3-8 使用済み小型家電製品

- (1) 小型家電製品(サイズ:15×25cm以下)を対象とし、回収拠点設置のこでん回収ボックスを用いて無料回収をします。
- (2) 回収拠点は、市役所本庁舎、各総合支所等の市内8ヶ所とします。
- (3) 搬入先は、湯沢雄勝リサイクルセンターとし、中間処理を行った後に認定業者である(株)エコリサイクル(大館市)へ引き渡し、再商品化を行います。

4 家庭系(特別)粗大ごみ

- (1) ごみ収集カレンダーに基づき、ごみ収集委託業者による計画収集をします。
- (2) 処理券(ステッカー)により計画収集のごみ収集手数料(市の条例に規定)を徴収します。

(特別)粗大ごみ	200円券	200円
	500円券	500円
	1,000円券	1,000円

- (3) 搬入先は、湯沢雄勝リサイクルセンター、その他市が委託する者とします。
- (4) また、必要な方へ譲渡するなどの再利用を促進することとします。

5 収集しない一般廃棄物の処理方法

5-1 家電リサイクル法対象機器の処理

家電リサイクル法対象機器の処理は、排出者が購入した小売業者、若しくは買替えの場合には新しい製品を購入する小売業者へ引き取りを依頼するか、または自ら指定引取場所へ搬入するか、若しくは市が許可した収集運搬業許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼し、再資源化を図るものとします。

区 分	収集・運搬主体	指定引取場所
市内から排出される 家電リサイクル法対 象機器	排出者 収集運搬許可業者 小売業者	日通家電リサイクルセンター (日本通運㈱ 横手支店) 横手市杉沢字中杉沢424

注)家電リサイクル法対象機器：ユニット式エアコンディショナー、テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式テレビ)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機を対象とします。

5-2 使用済みパーソナルコンピュータの処理

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき再資源化します。使用済みパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」という。)は、パソコンを製造する事業者または自ら輸入したパソコンを販売する者に回収を依頼するものとします。回収する者がない使用済みパソコン(自作パソコン、倒産したメーカーのパソコンなど)は、湯沢雄勝リサイクルセンターに排出者自ら搬入し処理を依頼、もしくはパソコン3R推進センターに排出者自らが回収を依頼するものとします。

5-3 自動二輪車(原動機付自転車を含む)

排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼するものとします。

5-4 プロパンガスボンベ(カセット式ボンベを除く)

排出者は、プロパンガス取扱店に相談するか、購入した販売店に引取りを依頼するものとします。

5-5 消火器

排出者は、消火器メーカーが実施する廃消火器回収システム等に基づき、メーカー又は取扱店に引取りを依頼するものとします。

5-6 ガソリン、灯油、オイル

排出者は、産業廃棄物処理業者に処理を依頼するものとします。

5-7 在宅医療廃棄物

医師の指導に基づく在宅での医療行為の実施に伴って生じた廃棄物については、針刺し・感染事故の防止及び排出者のプライバシー保護の観点から、下記の方法により排出することとします。

在宅医療廃棄物の種類	品 目	排出方法等
鋭利なもの又は 感染するおそれがあるもの	注射針、点滴針、ガーゼ、 脱脂綿など	主治医や医療機関に相談 の上、引取りを依頼する。

5-8 充電式電池・ボタン型電池

充電式電池については、排出者が購入店又は回収協力店に持ち込むものとします。ただし、店舗等での回収が困難なものについては、回収拠点設置のこでん回収ボックスに持ち込むものとします。

ボタン型電池については、排出者が購入店、回収協力店又は本庁舎及び各総合支所に設置された回収箱に持ち込むものとします。

本庁舎及び各総合支所で回収した電池類は、湯沢雄勝リサイクルセンターに搬入します。

5-9 水銀体温計・水銀血圧計

水銀体温計及び水銀血圧計については、排出者が、本庁舎及び各総合支所窓口を持ち込むものとします。本庁舎及び各総合支所で回収した水銀体温計及び水銀血圧計は、湯沢雄勝リサイクルセンターに搬入します。

6 家庭系一時多量ごみ

- (1) 自己搬入又は許可業者へ収集運搬を委託するものとします。
- (2) 自己搬入の場合、燃えるごみは湯沢雄勝リサイクルセンターへ、燃えないごみは湯沢雄勝リサイクルセンターへ、資源ごみは湯沢雄勝地域資源再生業者へ、自己搬入ができるものとします。
- (3) 上記(1)(2)におけるごみ処理手数料は、湯沢雄勝広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設に関する条例及び湯沢雄勝地域資源再生業者手数料の規定のとおりとします。

7 事業系廃棄物(一般廃棄物)

事業者自ら処理できない一般廃棄物は、市の一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を依頼し、燃えるごみは湯沢雄勝クリーンセンターへ、燃えないごみ・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装類は湯沢雄勝リサイクルセンターへ、ビン類・缶類・古紙類は湯沢雄勝地域資源再生業者へ搬入するものとします。

8 多量の発泡スチロール

多量の発泡スチロールは、湯沢雄勝クリーンセンターへの自己搬入を原則とします。

Ⅲ し尿等の処理

1 し尿

し尿収集運搬は、市の許可業者にて清掃センターへ搬入するものとします。

2 浄化槽汚泥

浄化槽管理者(設置者)は、市の許可業者に汚泥の抜き取り(下水道へ切り替えるときの汚泥の抜き取りを含む。)運搬を依頼し、処理を受けるものとします。

Ⅳ 許可業者

1 処分業及び収集運搬業許可業者

業者名	住所	許可 年月日	適用条項	廃棄物の種類	営業区域及び 許可条件
合資会社 県南清掃興業	湯沢市材木町 二丁目3番12号	収集運搬 R6.4.1～ R8.3.31 浄化槽清掃 R7.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条 浄化槽法第35・36条	収集運搬： し尿・浄化槽汚泥	湯沢地域
県南衛生 合資会社	湯沢市字 中崎100番地1	収集運搬 R6.4.1～ R8.3.31 浄化槽清掃 R7.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条 浄化槽法第35・36条	収集運搬： し尿・浄化槽汚泥	湯沢地域 皆瀬地域
株式会社 コセキ	湯沢市杉沢字 戸石崎160番地1	収集運搬 R6.4.1～ R8.3.31 浄化槽清掃 R7.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条 浄化槽法第35・36条	収集運搬： し尿・浄化槽汚泥	湯沢地域
有限会社 稲川清掃	湯沢市川連町字 大館下山王134番地1	収集運搬 R7.4.1～ R9.3.31 浄化槽清掃 R7.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条 浄化槽法第35・36条	収集運搬： し尿・浄化槽汚泥	稲川地域
有限会社 稲川クリーン社	湯沢市川連町字 欠上り14番地7	収集運搬 R7.4.1～ R9.3.31 浄化槽清掃 R7.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条 浄化槽法第35・36条	収集運搬： し尿・浄化槽汚泥	稲川地域 皆瀬地域
有限会社 雄勝清掃社	湯沢市小野字 東古戸88番地4	収集運搬 R6.4.1～ R8.3.31 浄化槽清掃 R7.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条 浄化槽法第35・36条	収集運搬： し尿・浄化槽汚泥	雄勝地域
株式会社 皆瀬清掃	湯沢市皆瀬字 山岸69番地内1	収集運搬 R7.4.1～ R9.3.31 浄化槽清掃 R7.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条 浄化槽法第35・36条	収集運搬：一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥含む)	皆瀬地域 一般廃棄物(し尿 ・浄化槽汚泥を 除いた分)につい ては湯沢市全域

株式会社 松田	湯沢市字 鶴館39番地4	収集運搬 R7.4.1～ R9.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥除く)	湯沢市全域
有限会社 フジマクリーン	湯沢市上関字 浦町12番地	収集運搬 R5.9.1～ R7.8.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥除く)	湯沢市全域
有限会社 南商店	湯沢市山田字 中川原38番地	収集運搬 R7.4.1～ R9.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥除く)	湯沢市全域
		処分 R7.4.1～ R9.3.31		処分：蛍光管類	
川連運送 株式会社	湯沢市川連町字 道上70番地	収集運搬 R7.4.1～ R9.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥除く)	湯沢市全域
株式会社 斎久	湯沢市駒形町字 八面村尻19番地	収集運搬 R7.4.1～ R9.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥除く)	湯沢市全域
		処分 R5.7.1～ R7.6.30		処分：動植物性残渣	
有限会社 クリーンシステム	湯沢市小野字 飯塚105番地1	収集運搬 R6.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥除く)	湯沢市全域
株式会社 湯沢クリーンセンター	湯沢市山田字 四ツ屋1番地	収集運搬 R6.5.26～ R8.5.25	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：PETボトル	PETボトル(盛岡 ～湯沢市)
	湯沢市小野字 西十日町83番地	収集運搬 R5.10.18～ R7.10.17		収集運搬：廃プラスチック、紙くず、木くず	湯沢市全域
		処分 R7.4.1～ R9.3.31		処分：PETボトル、廃プラスチック類	
		処分 R7.4.1～ R9.3.31		処分：廃プラスチック類、紙くず、木くず	
マテリアル リソーシング東北 株式会社	湯沢市岩崎字 檀ノ上3番地4	収集運搬 R6.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬： ガラス類、陶磁器類、混合 廃棄物、廃プラ類、金属・ 紙くず	湯沢市全域
		処分 R6.4.1～ R8.3.31		処分： ガラス類、陶磁器類、混合 廃棄物、廃プラ類、金属・ 紙くず	
株式会社 本間組	湯沢市横堀字 六郎川原14番地	収集運搬 R6.4.1～ R8.3.31	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：木くず (河川から発生するもの)	湯沢市全域
株式会社 菅組	湯沢市小野字 東古戸19番地4	収集運搬 R6.7.1～ R8.6.30	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：木くず、枝、葉、 幹、伐根等	湯沢市全域
有限会社 湯沢サトー工業	湯沢市 若葉町10番地7	収集運搬 R6.9.14～ R8.9.13	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：木くず、枝、葉、 幹、伐根等	湯沢市全域
有限会社 小野田建設	湯沢市高松字 八乙女97番地	収集運搬 R5.6.15～ R7.6.14	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：草、ヨシ、枝、伐 根等	湯沢市全域
株式会社 高修興業	湯沢市小野字 小町100番地	収集運搬 R5.6.27～ R7.6.26	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第7条	収集運搬：草	雄物川流域